

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等について

1. 改正の背景・目的

第169回国会において、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、同法案において、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和33年法律第34号）等の一部改正を予定しているところです（現在審議中）。これに伴い、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和34年政令第17号）等の一部改正を行うことを予定しています。

2. 概要

(1) 関係政令の整備等

- ① 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部改正
 - i) 地方道路整備臨時貸付金の償還方法を均等年賦方式とすること
 - ii) 振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）等の規定による申請を、
 - a) 社債等振替法附則の規定に基づく振替受入簿への記載又は記録の申請
 - b) 社債等振替法施行令の規定に基づく信託の記載又は記録の申請、信託の代位の申請、信託の記載又は記録の抹消の申請とすることについて定める予定です。

② その他

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案において、法律の題名を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に改めることを予定していることから、これに伴う改正等を行うほか、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の施行等に伴い必要な規定の整備等を行う予定です。

(2) 関係省令の整備等

- ① 地方道路整備臨時交付金に関する省令の一部改正
法において委任されている以下の事項について定める予定です。
 - i) 高速道路利便増進事業の対象となる高速道路と道路とを連結する部分をスマートインターチェンジとすること（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項第1号の規定による委任）
 - ii) 高速道路利便増進事業に関する計画に定める事項として、法第7条第2項各号に掲げるもののほか、高速道路利便増進事業の実施体制に関する事項等を定めること（法第7条第2項第5号の規定による委任）
 - iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から振替機関等に対して振替機構債券等に関して行う通知及び振替機関等から求めるべき報告の内容について定めること（法第8条第2項の規定による委任）

② その他

その他、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の施行に伴い必要となる改正を行う予定です。

3. スケジュール（予定）

閣議決定：平成20年3月下旬

施行日：平成20年4月1日